

まち・ひと・しごと創生基本方針 2018

平成30年 6月15日 閣議決定

Ⅱ. 地方創生の基本方針

2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行

(1) 若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化

①UIJターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）

東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域へのUIJターンによる起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保を図るため、地方公共団体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を行う。こうした取組により、「地方で起業したい」、「自然豊かな地方で子育てをしたい」、「親の介護をしながら働きたい」といった若者・女性・高齢者等の希望をかなえる。また、将来的なUIJターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を進める。

取組は、次期「総合戦略」の5か年も含めた「6か年集中プラン」として実行する。

③子供の農山漁村体験の充実

子供の農山漁村体験は、生きる力の醸成や将来のUIJターンの基礎の形成に資することから、その一層の体系的な推進を図るため、小学校、中学校、高等学校における取組について具体的な数値目標を定めるとともに、先駆的な長期（4泊5日等）の取組や中学校の取組等について支援の拡充を検討するなど、必要な施策を関係省庁で連携して実施する。

(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

現在職に就いていない女性や高齢者等の起業・就業（事業承継を含む。）の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保を図るため、地方公共団体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を行う。さらに、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用し、リカレント研修施設等の整備・改修を支援する。こうした取組により、「子育てが一段落したので就業したい」、「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」といった女性・高齢者等の希望をかなえる。

取組は、次期「総合戦略」の5か年も含めた「6か年集中プラン」として実行する。

Ⅲ. 各分野の施策の推進

1. わくわく地方生活実現政策パッケージ

(2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）

<概要>

「子育てが一段落したので就業したい」、「会社引退後も就業を通じて社会と接点を持ちたい」といった女性・高齢者等の希望をかなえるとともに、地方での担い手を確保するという観点から、地方における女性・高齢者等による起業や中小企業等での就業（事業承継を含む。）を円滑に実現するため、地方公共団体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討する。このうち起業については、関係省庁の施策や各種金融機関からの資金融通と連携して取り組む。

【具体的取組】

◎新規就業支援策の抜本的拡充

- ・現在職に就いていない女性・高齢者等が、起業や中小企業等への新規就業を行った場合に、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を検討する。その際、関係府省や先進的な地方公共団体の関連施策の効果検証を踏まえ、エビデンスに基づいたものとする。また、現在職に就いていない女性・高齢者等の就業意欲を喚起する取組を支援する。このうち起業については、各種金融機関からの資金融通と連携して取り組む。
- ・女性・高齢者等と地方中小企業等をつなぐため、地方公共団体による、統一性・一覧性のある情報の提供を通じた全国規模のマッチングを支援する仕組みを活用する。
- ・起業に無関心な層に対する起業の理解と関心を高めるような取組を支援することにより、地方の女性・高齢者等の起業希望者を拡大させる。また、起業ノウハウ等を提供する起業支援も行うことによって円滑な起業を促し、上記の新規就業支援策を補完する。

◎女性・高齢者等の活躍を促進するためのリカレント教育の抜本的充実

- ・学び直しを通じ、女性・高齢者等の就業や起業、地域活動への参画を促進する観点や、地域の中堅・中小企業等の人材確保、生産性の向上を目指す観点から、リカレントプログラムを抜本的に充実させるため、ICTを活用した遠隔授業や、地方公共団体や地方大学・専門学校等の取組を促進する。
- ・女性・高齢者等の再就職が図られるよう、公的職業訓練や教育訓練給付により支援する。
- ・生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金を活用し、リカレント研修施設等の整備・改修を支援する。

(5) 子供の農山漁村体験の充実

<概要>

農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。また、このような体験を通じて、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の地方への UIJ ターンの基礎を形成することが期待できるため、一定期間農山漁村に滞在し、体験活動を行うことが望ましい。

また、地方の児童生徒も、都市部の児童生徒との交流により、足元の地方の魅力を再発見することとなる。さらに、こうした体験活動の推進は、都市と農山漁村の相互理解の増進に寄与するとともに、受入地にとっての地方創生にも資することとなる。

このため、子供の農山漁村交流の取組を一層体系的に推進することとし、これに必要な施策を関係省庁で連携して実施する。

【具体的取組】

◎子供の農山漁村体験の目標の設定

- ・年内を目途に、小学校、中学校、高等学校における取組について具体的な数値目標を定める。

◎子供の農山漁村体験の取組への支援の拡充

- ・先駆的な長期（4泊5日等）の取組や中学校の取組等について支援の拡充を検討する。

◎取組のサポート体制の構築

- ・新たに子供農山漁村体験に取り組みようとする学校等が必要とする受入れ側の情報を盛り込んだコーディネートシステムを構築する。その際、教職員の負担軽減の観点から、サポート可能な教職員 OB・OG、大学、地域ボランティア等のデータも付加することとし、教育委員会、大学などの関係機関に対してサポート人材に係るデータの収集に関する協力を依頼する。また、教育委員会等には新たなコーディネートシステムの活用について協力を依頼する。

◎送り手側への支援・対応

- ・農山漁村体験の教育効果について、子供の保護者をはじめとする関係者の理解が得られるよう、政府による広報を展開する。
- ・学校等に対する普及啓発を図るとともに、子供の健全育成のための体験活動プログラムの充実・強化を図る。また、中学校や高等学校における農山漁村体験を実施する際の課題とその解決につながる事例や授業時間数確保の工夫事例の事例集を作成し、横展開を図る。さらに、大学生ボランティアの参画を推進する。

◎受入れ側への支援・対応

- ・農泊推進対策により整備した施設について、子供の農山漁村宿泊体験にも有効に活用する。
- ・自然公園等事業等を活用し、子供の自然体験にも資する施設整備を推進する。

- ・国立公園を含む農山漁村体験の受入地域における、研修会、セミナー等を通じたノウハウの取得・向上等人材育成や体験プログラムの充実・強化を図る。

3. 地方への新しいひとの流れをつくる

(1) キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・

就業の促進

<概要>

近年、地方の若者が大きく減少している。また、東京圏への転入超過数の大半は若者である。さらに、18歳人口は平成28年の約120万人が平成52年には約88万人へと大きく減少すると見込まれている。

このような状況を踏まえ、平成30年通常国会で成立した地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度、東京23区内の大学の学部等の収容定員の抑制、地域における若者の雇用機会の創出等により地域における若者の修学及び就業の促進に取り組む。

また、若者のUIJターンや地元定着の促進に向けた取組として、奨学金返還支援の全国展開、大学生の地方圏と東京圏の対流・交流の促進、地方創生インターンシップの推進、サテライトキャンパスの設置につながる仕組みの検討に取り組むほか、高等学校段階でも地域課題の解決等の学びの場の提供を通じた地域理解を進める。

【具体的取組】

◎地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進

- ・首長のリーダーシップの下、産官学連携により、先端科学や農業、観光などの地域の中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取組を地方大学・地域産業創生交付金等により重点的に支援する。あわせて、国は当該取組に対し、専門的な知見を有する外部の有識者等による伴走支援を行う。これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における若者の雇用機会の創出を促進する。
- ・東京23区内の大学の学部等の収容定員の抑制については、平成32年度の大学の設置等の文部科学大臣への認可申請が予定されている平成30年10月までを目途に、例外事項の詳細等を定める。また、東京23区内の大学の学部等の収容定員を把握すること等により、本収容定員抑制に係る制度の適正な運用を確保する。

◎若者世代のUIJターンや地元定着を促進するための取組の推進

- ・地元企業等に就業した者の奨学金返還支援については、平成30年度は32府県が実施（実施予定の1県を含む。）しており、昨年度よりも6県増加している。今後は、事例集の作成、周知等を通じ、取組を更に全国展開す

るとともに、支援制度の効果検証を踏まえ、必要な方策を検討し、年内を目途に成案を得る。

- ・地方創生インターンシップについては、「地方創生インターンシップポータルサイト」を充実するとともに、地方公共団体と首都圏の大学等との緊密な連携体制の構築を促進するプラットフォームの形成を進める。
- ・東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置（廃校舎等の活用を含む。）についてマッチングシステムの具体化に向けて取り組む。
- ・また、地方創生の観点から、これまで行ってきた小中学校における地方移住等に伴う区域外就学制度の活用促進の取組に加え、地方の高等学校等への地域外就学等の促進のため、それらの情報や魅力等の発信を強化するとともに、学生が地方と東京圏を相互に対流・交流する取組を強化する。

◎地方創生に資する高等学校改革の推進

- ・高等学校は、地域人材の育成において極めて重要な役割を担うとともに、高等学校段階で地域の産業や文化等への理解を深めることは、その後の地元定着やリターン等にも資する。
- ・このため、高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進するとともに、進路決定後の期間を利用したインターンシップの充実等を通じて地元の魅力に触れられる取組等を推進し、地元根ざした人材の育成を強化する。
- ・また、これらの取組を充実させるためには、高等学校と地元市町村等の地域の関係者の間で継続的に緊密な連携を行い、地域一丸となって取り組んでいくことが必要である。そのため、地域の関係者により構築するコンソーシアムの設置など、高等学校を活用した地方創生を進めるための地域の基盤構築について、事例等の紹介も行いながら推進する。

◎高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進

- ・実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校の高度化等を進めるとともに、大学・専門学校における専門教育プログラムの開発、専門職大学の開設により、実践的な職業教育を進める。